

# 介護予防施設西光荘重要事項説明書

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

株式会社 金ヶ崎福祉フロンティア

# 介護予防小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

令和7年4月1日現在

当事業所は、ご契約者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された金ヶ崎町民の方が対象となります。

## 1. 事業目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い・訪問・泊まりを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

## 2. 運営方針

住み慣れた地域・自宅で継続的に生活できるよう、馴染みの介護環境・職員により利用者・家族が安心して在宅生活を送れるよう支援します。

## 3. 当事業者が提供するサービスについての苦情相談窓口

電話 0197-43-2340（午前8時30分～午後5時30分）

部署担当：森谷 奈奈子

※ 不明な点はなんでもおたずね下さい。

（その他の苦情相談窓口）

金ヶ崎町介護保険担当課 電話 0197-44-4560

国民健康保険団体連合会苦情処理窓口 電話 019-604-6700

## 4. 介護予防施設「西光荘」の概要

### （1）提供できるサービスの種類と地域

名称	介護予防施設 西光荘
所在地	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根和光544番地2
介護保険指定番号	第0392500039号
サービスを提供する対象地域	金ヶ崎町

(2) 職員体制

職 種	勤務体制	勤務時間
管理者	常 勤 1名	8：30～17：30
介護支援専門員	常 勤 1名	8：30～17：30
看護職員	非常勤 3名	8：30～17：30
介護職員	常 勤 6名 非常勤 6名	8：30～17：30 夜勤 16：00～9：00

(3) 設備概要 構造 木造 (面積：300.105㎡)

登録定員	25名	静養室	5室
食堂兼機能訓練室	1室 127.98㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽	送迎車	4台

(4) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(ご利用時間)「通い」サービス 午前9時30分～午後4時00分

「泊まり」・「訪問介護」サービス 24時間体制

\* 介護予防施設 西光荘 緊急連絡電話 0197-43-2340

## 5. サービス内容

- ①送迎 各家庭まで送迎を実施いたします。
- ②食事 (通いサービス) 昼食を提供します。  
(泊まりサービス) 朝・昼・夕の食事を提供します。
- ③入浴 身体状況に合わせた入浴の提供をおこないます。
- ④機能訓練 個人の身体状況に合わせて機能訓練指導をおこないます。
- ⑤生活相談 生活全般に関して相談をいたします。
- ⑥訪問介護 身体介護・生活援助をおこないます。
- ⑦泊まり 短期の宿泊利用ができます。

## 6. 料金 (小規模多機能型居宅介護利用料) ※1割負担の場合

認定介護度	月の基本利用料金	介護保険適用時の自己負担額 (月)
要支援 1	34,500円	3,450円
要支援 2	69,720円	6,972円

## 加 算

加 算	単 位	自己負担額
初期加算	30 単位	1 日につき 30 円
総合マネジメント体制強化加算 I	1200 単位	1 カ月につき 1200 円
若年性認知症受入加算	450 単位	1 カ月につき 450 円
介護職員処遇改善加算 I	介護保険自己負担額×14.6%	
中山間地域等小規模事業所加算	介護保険自己負担額×10%	

### 別途（自己負担額）

1 日の滞在費（宿泊）	2,040 円
食材料費	
朝食	500 円
昼食	540 円
夕食	500 円
おやつ代	60 円
その他	おむつ代、理美容代、連絡帳、洗濯代、複写物（コピー等）、趣味活動費、行事活費、通院等にかかる諸経費は自己負担となります。（利用者が必要と認められる機器等も含む）

- ※1 ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合または保険料の滞納等で保険給付が直接事業者を支払われない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護認定を受けたまたは必要な手続き終了後、自己負担額を除いた金額が介護保険から償還払い（払い戻し）になります。その場合、お申し出により介護保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※2 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額が変更されます。

## 7. サービスの中止

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の午前8時30分までに通知することにより料金（食事・行事等）を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、介護予防小規模多機能型居宅介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

## 8. 利用定員

- 1 1ヶ月登録契約とし、登録定員は25名以下とする。
- 2 (通い・泊まりサービス)
  - ① 1日の通い定員は15名以下とする。
  - ② 1日の泊り定員は5名以下とする。
  - ③ 定員や部屋の数に制約があり、利用者及びその家族の要望や要介護度の認定を考慮しながら、利用定員を調整する場合があります。

## 9. 併設事業所

介護予防施設「西光荘」では、次の事業を併設しております。

【介護予防施設 西光荘（認知症対応型共同生活介護施設）】

指定番号 第0392500021号

## 10. 緊急時における対応方法

### (1) 緊急時の対応

介護従事者は、サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、医療系サービス等の関係事業者等へ連絡するなど措置を講じるとともに管理者に報告します。また24時間常時連絡可能な体制を維持します。

### (2) 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、速やかに利用者及びその後見人、家族または身元引受人へ連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者はその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

### (3) 非常災害対策について

- ①防災の対応：消防計画に基づき速やかに消防活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ②防災設備：防火設備（消火器・スプリンクラー）等必要整備を設けます。
- ③防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年2回実施します。

## 11. 非常災害の対策

当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するため

の計画（BCP）を策定し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 1 2. 衛生管理

当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

当施設において感染症の発生防止、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、感染症対策の指針を整備し、従業者に対して感染症の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的に行います。

## 1 3. 虐待防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施等、虐待防止に関する措置を講じます。

また、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 株式会社 金ヶ崎福祉フロンティア  
所在地 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根和光5 4 4 番地 1  
代表取締役 高 橋 信 印

説明者

所 属 介護予防施設 西光荘（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所）  
職 種 施設長  
氏 名 森 谷 奈 奈 子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

介護予防施設 西光荘 御中

## 同意書

介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画作成及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供するため、サービス担当者会議に情報提供する必要がある場合は、介護認定にかかる調査内容・介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書、課題分析、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス経過の内容を居宅支援事業所又は介護保険事業所の関係人に提示することに同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印